



# JSTCT Letter No.82

Japanese Society for Transplantation and Cellular Therapy

一般社団法人 日本造血・免疫細胞療法学会

April 2021

## 目次

学会名称の変更に際して .....	ii
第43回日本造血細胞移植学会総会 開催報告 .....	iii - iv
2021学会年度 社員総会・評議員会 承認・決定事項等のお知らせ .....	v - vi
ワーキンググループ新規メンバー募集のお知らせ／二次調査実施のお知らせとご協力をお願い .....	vii
定款、定款施行細則 .....	viii - xv
看護部会企画 .....	xvi - xvii
私の選んだ重要論文1 .....	xviii
私の選んだ重要論文2 .....	xix
施設紹介1「京都大学医学部附属病院 血液内科」 .....	xx
施設紹介2「岐阜市民病院 血液内科」 .....	xxi
会員の声「福井大学附属病院 血液・腫瘍内科 細野 奈穂子 先生」 .....	xxii
各種委員会からのお知らせ .....	xxiii

### ● 2021学会度年会費について

[会員マイページ](#)からのクレジットカード決済が可能です。クレジットカード決済を利用されない会員の皆様には5月上旬に払込用紙をお送りいたしますので、今しばらくお待ちください。

### ● 本学会会員情報へのご登録内容変更について

ご勤務先の変更等に伴いご住所、メールアドレス等会員登録情報に変更がございましたら、[会員マイページ](#)よりご変更いただくか、Eメール、FAX等にてお早目に事務局までお知らせください。

[→学会HP「登録情報の変更・休会・退会について」](#)

### ● ご登録いただいているご住所について

本学会では、会員の皆様に対する重要書類、学会総会抄録号などをご登録頂いている住所にお送りしています。宛先不明で返送されてしまった場合、それ以上の対応ができなくなるおそれがありますので、ご自身でのご対応をよろしくお願い申し上げます。

### ● ご登録いただいているメールアドレスについて

本学会では、皆様に対する各種ご案内の多くをEメールにて配信しておりますが、昨今、アドレス変更の届出漏れが多く、メールが不達となる会員の方も多数みられます。一定期間、事務局からのメールが届いていない方は、一度、事務局 ([jshct\\_office@jshct.com](mailto:jshct_office@jshct.com)) までお問合せくださいますようお願い申し上げます。

【JSHCT事務局より】

## 学会名称の変更に際して

日本造血細胞移植学会 理事長 豊嶋 崇徳

本学会は、1978年、骨髄移植臨床懇話会として産声を上げました。1980年に日本骨髄移植研究会に変更された後、1996年に日本造血細胞移植学会として正式な学会へと発展しました。その際、将来的には幹細胞以外の細胞療法へと発展するだろうという当時の先人たちの予見に基づいてあえて「造血幹細胞」でなく、「造血細胞」という用語が採用されたのです。その予測通り、免疫細胞療法が当学会の新たなミッションとして加わりました。ここに新たな「日本造血・免疫細胞療法学会」として船出をすることを宣言いたします。



「Japanese Society for Transplantation and Cellular Therapy (JSTCT)」は米国の「American Society for Transplantation and Cellular Therapy (ASTCT)」と歩調を合わせました。偉大な先輩方の思いを実現し、さらに国際性豊かな学会に育って欲しいと願います。

本学会には2つの大きな特色があります。第一は、医師、看護師、検査技師、リハビリなど多職種から構成され、チーム医療を体現している点です。第二は、データセンター機能を有している点で、医療の質の向上、活発な研究活動、海外学会との国際交流に大きく貢献しています。

私たちは、造血細胞移植や免疫・血液細胞治療のプロフェッショナルな医療人として一丸となり、患者さん、他の学術団体、行政とも連携を密にして、難治性の血液疾患などの患者さんに対し、有効で安全な治療法を届けることを目的に活動します。皆さまの声を頂きながらより良い学会へと発展させたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い致します。

## 第43回日本造血細胞移植学会総会 開催報告

会期：オンラインLIVE配信 3月5日(金)～7日(日)  
 オンデマンド配信 3月12日(金)～31日(水)  
 会場：東京国際フォーラム(ハイブリッド開催)

総会会長 田中 淳司  
 (東京女子医科大学血液内科学講座 教授・講座主任)

第43回日本造血細胞移植学会総会を東京国際フォーラムにおきまして2021年3月4日(木)より開催させて頂く予定となっておりましたが、新型コロナウイルスの影響により主にWebを利用したハイブリット型学会として2021年3月5日(金)6日(土)7日(日)に開催させて頂きました。

さらにオンデマンド配信は3月12日(金)から31日(水)まで行いました。新型コロナウイルス流行による厳しい医療環境にも関わらず一般演題には371題もの登録を頂きました。一般演題の口演発表は音声付きスライドで、ポスター発表は音声なしのスライドでオンデマンド配信し、特別演題はリアルタイム配信プラスオンデマンド配信致しました。

首都圏では緊急事態宣言が3月21日まで延長されましたのでその宣言下での開催となってしまいました。おそらく緊急事態宣言下の学会は今回が初めて最後だと思いますので、記録と記憶に残る学会ではないかと前向きに解釈したいと思います。皆様方と直接お会いして議論することは叶いませんでしたが、Webを介してではありますが移植・細胞療法に関する最新情報の交換を多職種間で行って、移植・細胞療法のさらなる発展に多少なりとも貢献できたのではないかと考えております。

現地開催としましては社員総会、評議員会をおこなった後に、表彰式を執り行いました。功労賞の小寺先生、原田先生、故浅野先生の奥様、尾上元師長さん、荒木元師長さんには会場にお越し頂くことができました。

また学会賞についても昨年の高橋先生、今年度の緒方先生には受賞者講演を行っていただきました。

ただ現地会場では参加者は20名足らずでコンベンションの係の方のほうが多くて、主催者側としては一抹の寂しさを拭えない状況ではありました。

おかげさまで3000名以上の多数の方が参加登録をして下さり、延べ約7万人の方に各特別演題などをご視聴して頂くことができました。Webを主体としたハイブリット型開催は初めての



経験でしたので配信トラブルなどがとても心配で、やはり多少のトラブルはあったのですが全体としては皆様方のご協力によりなんとか無難に進行することができました。

3月一杯はオンデマンド配信を視聴できるように致しましたので、今までであれば聞き逃してしまう演題であっても、好きな時間にいつでもどこからでも自由に鮮明なスライドと共に視聴することができました。そういった意味ではWeb開催の利点を有効に活用することができ大変好評であったかと思えます。

学会のもう一つの楽しみである懇親会などの余興を行うことは全くできませんでしたが、コロナ禍にも関わらず多くの皆様にご参加ご視聴頂きましたことを心よりお礼申し上げます。

次回からは学会の名称も変わり、第44回日本造血・免疫細胞療法学会総会として東大医科研の高橋聡先生を総会会長として横浜で開催されますので、次回こそは皆さんと直接お会いして議論できることを願っております。

## 2021 学会年度 評議員会・社員総会 承認・決定事項等のお知らせ

本年3月5日に開催された2021学会年度第1回定時理事会および3月6日に開催された社員総会・評議員会において承認・決定されました事項(一部、上記以前の理事会にて承認された事項含む)をお知らせいたします。

### I. 事業並びに会計について

2020学会年度事業報告並びに会計決算案、2021学会年度事業計画並びに会計予算案について審議され、決定・承認されました。

＜決定・承認された会計決算案および会計予算案＞

一般会計：2020学会年度決算案、2021学会年度予算案

特別会計：2020学会年度決算案、2021学会年度予算案

- 造血幹細胞(骨髄・末梢血・臍帯血、自家・血縁・非血縁)移植症例一元化登録フォローアップ／データ解析・利用事業
- 造血幹細胞ドナー(血縁・非血縁の骨髄、末梢血)採取事例一元登録フォローアップ／データ解析・利用事業
- 学術集会事業
- 臨床研究推進事業
- 認定医制度事業
- 看護師研修事業
- 第42回日本造血細胞移植学会総会(決算案)
- 第44回日本造血細胞移植学会総会(予算案)

### II. 定款および定款施行細則の改定について

以下の改定について審議され、承認されました(定款については学会HP参照)。

- 定款第1条(名称)および第2条(目的)ならびに定款施行細則第6条(理事の選任)4項の2021年4月1日からの学会名称変更に伴う改定
- 定款施行細則第13条の改定(委員会設置および委員会委員長の選任規定に関する改定)

### III. 新評議員、各種委員会新委員長・委員等の選任について

2021学会年度からの新評議員・社員、各種委員会新委員長・新委員等として、以下の方々が選任されました(以下、全て敬称略、順不同)。

#### 1. 新評議員(14名)：

(医師)伊藤 歩、遠矢 嵩、布施香子、仲宗根秀樹、服部憲路、今滝 修、本田 晃、藤原慎一郎、飯田美奈子、笠原千嗣、中島秀明、佐分利益穂、谷本一樹、佐野秀樹

#### 2. 次々期総会会長(令和6年・第46回学会総会)：

谷口修一(国家公務員共済組合連合会虎の門病院 血液内科)

#### 3. 新名誉会員：

岡本真一郎

#### 4. 新功労会員：

今泉益栄、藤盛好啓、室井一男、原 純一、野村昌作、松井利充、金本美代子、張 高明、鈴宮淳司、大本英次郎

## 5. 各種委員会 新委員長・新委員：

- 1) 在り方委員会：赤塚美樹(役職委員)
- 2) 理事評議員選任委員会：田中淳司(新委員長・役職委員)、高橋 聡(新副委員長・役職委員)  
西本仁美
- 3) 倫理審査委員会：小林良二(新委員長)、藤 重夫、犬童千恵子
- 4) 看護部会：望月朋美、鶴田理恵、佐藤朋子、岡本恵美子
- 5) HCTC委員会：佐藤孝子、石川祐子、中矢由紀
- 6) 財務委員会：赤塚美樹(役職委員)
- 7) 学術集会企画委員会：高橋義行(新委員長)、山本正英、大西 康、西田徹也、八島朋子
- 8) Cellular Therapy 委員会：伊豆津宏二、長村登紀子

## 6. 認定HCTC (2021年1月21日認定)：

石田 和、岩本千雅、伊藤夕子、小野悦子、白濁美千代、中矢由紀、堀田いづみ、米田泰代、大井みどり、持田靖子、上田かやこ、上原里香、加藤 茜、金澤比呂美、小松はるよ、実藤菜保美、高木 良、竹原経子、中川陽子、中村美樹子、西尾智子、松本菜央子、溝下和美、山崎容子、吉松幸子、赤松恵美子、石川祐子、白井麻奈美、浦松知美、小澤一美、木村久美、白井美紀、白井裕子、檉地舞子、鈴木裕子、鷹觜真由美、西岡由紀子、橋口峻道、矢島早苗、山田紘美、若杉まゆみ、入江由美子

## IV. 表彰等について

## &lt;造血細胞移植功労賞(敬称略、順不同)&gt;

(医 師) 浅野茂隆(東京大学 名誉教授)

(医師でない者) 荒木光子(前 国立がん研究センター中央病院 前 看護師長)

## &lt;日本造血細胞移植学会学会賞(敬称略)&gt;

緒方正男(大分大学医学部 腫瘍・血液内科)

## &lt;第42回日本造血細胞移植学会総会奨励賞(敬称略、順不同)&gt;

下村良充(神戸医療センター中央市民病院 血液内科)

大東寛幸(北海道大学病院 血液内科)

中村阿由美(名古屋第一赤十字病院 造血細胞移植センター)

奥田生久恵(国立がん研究センター中央病院 看護部)

## &lt;2020年度 JSHCT Working Group Research Award(敬称略、順不同)&gt;

富澤大輔(国立成育医療研究センター 小児がんセンター)

原田介斗(東海大学医学部附属病院 血液腫瘍内科)

赤星 佑(自治医科大学附属さいたま医療センター 血液科)

横山寿行(東北大学病院 血液内科)

吉満 誠(鹿児島大学大学院医歯学総合研究科 血液・膠原病内科学)

## 《令和4年度・第44回日本造血細胞移植学会総会》

総会会長：高橋 聡(東京大学医科学研究所 先端医療研究センター 分子療法分野)

会 期：令和4年(2022年)5月

会 場：パシフィコ横浜「ノース」

## ワーキンググループ 新規メンバー募集のお知らせ ／ 二次調査実施のお知らせとお願い

造血細胞移植登録一元管理委員会

### ワーキンググループ (WG) 新規メンバー募集のお知らせ

今年もワーキンググループの新規メンバーを募集いたします。奮ってご参加ください。

なお、メンバーには資格条件がありますので、日本造血・免疫細胞療法学会ホームページの「[ワーキンググループ \(WG\)](#)」ページより「造血細胞移植登録一元管理委員会が設置するワーキンググループ運営に関する細則」・「WG新規メンバー公募案内」をご確認ください。

現在参加中のワーキンググループの異動を希望される場合は、学会ホームページの同ページ内「WG異動申請案内」をご確認の上、申請をしてください。

#### 【WG新規メンバー応募方法】

日本造血・免疫細胞療法学会ホームページより申請フォームにて応募

● 申込期限 2021年5月31日(月) 締切

#### 【WG異動申請方法】

異動申請書を日本造血細胞移植データセンター宛てにメールにて送付

● 申込期限 2021年5月31日(月) 締切

● E mail 送信先 [jdchct-dc@jdchct.or.jp](mailto:jdchct-dc@jdchct.or.jp)

※書類に不備がある場合には、申請を受理できない場合があります。

### 二次調査実施のお知らせとご協力のお願い

学会総会にてプレゼン審査を実施し、一元管理委員会で承認された二次調査研究につきまして、日本造血細胞移植データセンターが代行で二次調査を実施します。対象施設となった際は、ご協力をお願い申し上げます。(2021年度実施：3研究)

\*\*\*\*\*

#### ◎ WG21 晩期合併症とQOL

『女性患者における造血細胞移植後の妊娠の詳細調査』

岡山大学病院 血液腫瘍内科・輸血部 藤井 伸治

#### ◎ WG13 成人T細胞白血病リンパ腫(ATL)

『成人T細胞白血病(ATL)に対する同種移植後の予後に移植前モガムリズマブ投与が与える影響に関する研究』

大阪国際がんセンター 血液内科 藤 重夫

#### ◎ WG14 多発性骨髄腫

『本邦におけるPOEMS症候群自家移植症例の長期予後の解析』

千葉大学医学部附属病院 血液内科 堺田恵美子

# 一般社団法人日本造血細胞移植学会 定款

## 第I章 名称

### 第1条(名称)

本法人は、一般社団法人日本造血・免疫細胞療法学会(Japanese Society for Transplantation and Cellular Therapy、略:JSTCT)と称する。

## 第II章 目的および事業

### 第2条(目的)

本法人は造血細胞移植および免疫細胞療法の研究を推進しその治療成績および安全性の向上を図りよって患者およびドナーの福利に資するとともに社員及び会員である医師等の造血細胞移植の研究、教育及び診療の向上を図ることを目的とする。

### 第3条(事業)

本法人はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 年次学術集会の開催
- 2) 研究協力の推進
- 3) 臨床成績の集積と評価
- 4) 造血細胞移植専門医・看護師・認定施設、等に関する事業
- 5) 国内外の関係学会との交流
- 6) 学術論文集、その他の出版物の刊行
- 7) その他(会員名簿の発行、など)

### 第4条(事務局)

上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局を常設する。

### 第5条(事務所)

本法人は、事務所を愛知県名古屋市内に置く。

### 第6条(公告の方法)

本法人の公告は、本法人のホームページ及び機関誌(ニューズレター)に掲載する方法によって行う。

## 第III章 会員

### 第7条(種別)

本法人の会員は、次の5種とする。

- 1) 名誉会員  
年次学術集会会長を経験し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 2) 功労会員  
理事経験者又は本学会に著しく貢献し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。
- 3) 正会員  
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師及び一般会員となった後満3年経過した者で正会員となることを希望する者を正会員とする。
- 4) 一般会員  
本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師以外の会員の内前号の規定により正会員となった者を除いた者を一般会員とする。
- 5) 賛助会員  
本法人の目的に賛同し財政的支援を与える法人及び団体とする。

### 第8条(除名)

正会員、一般会員は、正当な理由無く2年以上会費を納入しなかった場合および本法人の名誉を著しく汚した場合は、理事会及び社員総会の審議を経てこれを除名することができる。

### 第9条(正会員の義務)

正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

## 第IV章 役員および評議員

### 第10条(役員)

1. 本法人に理事20名以内(ただし、第11条2項により理事を選任する場合は21名以内)、監事3名以内、総会会長1名、次期総会会長1名、次々期総会会長1名、次々次期総会会長1名を置く。
2. 理事のうち1名を理事長、若干名を副理事長とする。
3. 本法人に学会会長1名を置くことができる。

### 第11条(役員を選任)

1. 理事及び監事は、別に定めるところにより評議員の中から社員総会で選任する。
2. 前項の規定により理事を選任する際に、社員総会において「その総会の後に開催される理事会において理事長に選任される者が理事でない場合、その者を理事として選任する」旨決議しておくものとする。
3. 前項の規定により選任された理事は、理事長でなくなったときは理事の身分を失う。
4. 理事長は、本条第1項の規定による理事の選任後に、理事会において、理事又は理事経験者の中から選任される。
5. 理事長は、理事の中から副理事長を選任する。
6. 学会会長は、別に定めるところにより社員総会で選任する。
7. 次々次期総会会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、社員総会で承認決定される。
8. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

**第12条(役員の職務)**

1. 理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。
2. 理事長は毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
3. 副理事長は理事長を補佐するとともに、必要な場合には最年長の副理事長がその職務を代行する。
4. 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
5. 学会会長は、本法人の渉外・事務局業務管理等についての助言・活動を行う。
6. 総会会長は、会員集会及び学術集会を主催する。
7. 次期総会会長は次年度(1年後)の総会会長予定者とし、次々期総会会長は2年後の、次々々期総会会長は3年後の総会会長予定者とする。
8. 監事は、本法人の業務執行の状況及び財産状況についての監査を行う。
9. 本法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

**第13条(役員の任期)**

1. 理事の任期は2年で、再任は妨げない。
2. 理事長の任期は2年とし、再任は妨げない。
3. 学会会長の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度社員総会の承認を得るものとする。
4. 総会会長、次期総会会長、次々期総会会長及び次々々期総会会長の任期は1年とする。
5. 監事の任期は4年とし再任はできない。
6. 役員は、理事長については選任されたときから、その他の役員については選任された定時社員総会が終了したときから任期に対応する事業年度に関する定時社員総会終了時までとする。

**第14条(評議員)**

1. 本法人の社員は、別に定めるところにより正会員の中から選任された評議員をもって構成する。
2. 評議員の数は、正会員数の12%以内とし、具体的な数字は選任の直前に開催される理事会で決定される。
3. 評議員の任期は2年とし、該当事業年度の定時社員総会の翌日から開始するものとする。
4. 評議員は再任を妨げないが、満65歳になる者は、その年度の定時社員総会終了時に資格を失う。
5. 評議員の解任は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の者の賛成による決議によりすることができる。この場合は、当該社員総会の日から1週間前までに当該評議員に対しその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

**第V章 会 議****第15条(理事会の構成)**

1. 本法人に理事会を置く。
2. 理事会は理事をもって構成する。
3. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々期総会会長、次々々期総会会長及び監事は理事会に出席するものとするが、表決の際にはこれに加わらないものとする。

**第16条(理事会の権能)**

1. 理事会は、次の職務を行う。
  - 1) 本法人の業務執行の決定
  - 2) 理事の職務執行の監督
  - 3) 理事長の選任及び解任
  - 4) 社員総会の日時、場所及び社員総会の目的事項の決定
2. 理事会は次の事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
  - 1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - 2) 多額の借財
  - 3) 重要な使用人の選任及び解任
  - 4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - 5) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
  - 6) 第12条8項に定める責任の免除

**第17条(理事会の開催)**

1. 定時理事会は、年2回以上開催し、そのうち1回は年次学術集会前に開催するものとする。
2. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - 1) 理事長が必要と認めたとき
  - 2) 理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
  - 3) 監事から開催の請求があったとき

**第18条(理事会の招集)**

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号又は3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が、5日以内に発せられないときは、各理事又は監事が臨時理事会を招集することができる。
4. 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
5. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、理事の

全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

#### 第19条(理事会の定足数)

理事会は現理事数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

#### 第20条(理事会の議事録)

理事会の議事については、総会で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印するものとする。

#### 第21条(社員総会の構成)

1. 社員総会は評議員をもって構成する。
2. 学会会長、総会会長、次期総会会長、次々次期総会会長及び次々次期総会会長並びに名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しないものとする。

#### 第22条(社員総会の権能)

社員総会は、この定款に定めるほか、理事会で必要と認められた事項について審議、承認、決定し、理事会での審議事項について報告を受ける。

#### 第23条(社員総会の開催)

1. 定時社員総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。
2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - 1) 理事会が必要と認めるとき
  - 2) 現評議員数の5分の1以上から会議の目的及び開催の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき

#### 第24条(社員総会の招集)

1. 社員総会は、理事長が招集する。
2. 社員総会の議長は理事長とする。
3. 理事長は前条第2項2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時社員総会が招集されないときは、招集を請求した評議員は、裁判所の許可を得て臨時社員総会を招集することができる。

#### 第25条(社員総会の定足数)

社員総会は、委任状を含めて現評議員数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思表示した者、および他の代理人として評決を委任した者は出席者とみなす。

#### 第26条(社員総会の議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録で作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

#### 第27条(委員会)

1. 理事会の決定により、各種委員会を置くことができる。
2. 各種委員会委員は原則として理事および評議員の中から理事会で決定し、社員総会及び会員集会上に報告する。
3. 各種委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げないが、その都度理事会の承認を得る。

## 第VI章 会員集会および学術集会

#### 第28条(会員集会)

1. 全会員を対象とする会員集会を年次学術集会の期間中に開催する。
2. 会員集会は、総会会長が招集し、議長となる。
3. 会員集会では、理事会、社員総会で審議決定された重要事項、収支決算が報告される。

#### 第29条(学術集会)

1. 年次学術集会は総会会長の責任の下に演題を公募し毎年開催する。
2. 本学術集会プログラム構成は総会会長と年次集会プログラム委員会と学術集会企画委員会に任せられる。
3. 一般応募演題の筆頭演者は原則、会員(正会員、一般会員)でなくてはならない。ただし、筆頭演者が学部学生、初期研修医である場合その他、総会会長が特に認める場合はこの限りではない。
4. 総会会長が必要と認めるときは、年次学術集会以外の学術集会を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。
5. 年次学術集会は一般公開とする。

## 第VII章 基金

#### 第30条(基金の総額)

本法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金300万円とする。

#### 第31条(基金の拠出者の権利に関する規定)

本法人の基金は、本法人が解散するときまでは、社員総会の議決がなければ返還しない。

#### 第32条(基金の返還手続)

本法人の基金の拠出者が、基金の返還を求めるときは、社員総会での議決及び代替基金の積立て後に、これを返還するものとする。

## 第VIII章 会計

#### 第33条(事業年度)

本法人の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

#### 第34条(年会費)

本法人の年会費は別に定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

#### 第35条(剰余金の処分)

1. 本法人は、剰余金が生じた場合であってもこれを評議員に分配しない。
2. 本法人は、剰余金が生じた場合には、繰り越した差損があるときはその填補に充て、なお剰余金があるときは、理事会及び社員総会の議を経て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し又は積み立てるものとする。

## 第36条(会計原則)

本法人の会計は一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従う。

## 第Ⅸ章 解 散

## 第37条(解散)

本法人の解散は、社員総会において現評議員数の3分の2以上の賛成による議決を経るものとする。

## 第38条(残余財産の処分)

本法人の解散に伴う残余財産は、前条に定める方法により、本法人の目的に類似の公益事業団体に寄付するものとする。

## 第Ⅹ章 補 則

## 第39条(最初の事業年度)

第33条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、この法人設立の日から平成18年3月31日までとする。

## 第40条(最初の社員)

第14条1項の規定にかかわらず、この法人の設立時の社員は次のとおりとする。

住所  
氏名 小 寺 良 尚  
住所  
氏名 加 藤 俊 一  
住所  
氏名 河 敬 世  
住所  
氏名 谷 本 光 音  
住所  
氏名 坂 卷 壽  
住所  
氏名 岡 村 純  
住所  
氏名 金 丸 昭 久

## 第41条(最初の役員)

1. 第11条1項の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次の通りとする。

理事(理事長)

住所  
氏名 小 寺 良 尚

理事(副理事長)

住所  
氏名 加 藤 俊 一

理事

住所  
氏名 浅 野 茂 隆

理事

住所  
氏名 池 田 康 夫

理事

住所  
氏名 今 村 雅 寛

理事

住所  
氏名 岡 本 真 一 郎

理事

住所  
氏名 尾 上 裕 子

理事

住所  
氏名 岡 村 純

理事

住所  
氏名 加 藤 剛 二

理事

住所  
氏名 河 敬 世

理事

住所  
氏名 小 島 勢 二

理事

住所  
氏名 塩原 信太郎  
理事  
住所  
氏名 澄川 美智  
理事  
住所  
氏名 谷本 光音  
理事  
住所  
氏名 土田 昌宏  
理事  
住所  
氏名 中畑 龍俊  
理事  
住所  
氏名 原田 実根  
理事  
住所  
氏名 森下 剛久  
理事  
住所  
氏名 森島 泰雄  
会長  
住所  
氏名 坂巻 壽  
監事  
住所  
氏名 金丸 昭久  
監事  
住所  
氏名 気賀沢 寿人

2. 第13条の規定に関わらず、この法人設立当初の役員の任期は就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終了のときまでとする。

#### 第42条(施行細則)

この定款の施行に必要な事項は、理事会及び社員総会の議決を経て別に定める。

以上、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会を設立するため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成18年2月25日

社員 小寺 良尚  
社員 加藤 俊一  
社員 河 敬世  
社員 谷本 光音  
社員 坂巻 壽  
社員 岡村 純  
社員 金丸 昭久

#### 付則

平成18年3月9日設立  
平成19年6月22日改定(ただし、第33条については平成20年4月1日から施行するものとする。)  
平成21年2月4日改定  
平成22年2月18日改定  
平成23年3月8日改定  
平成25年3月9日改定  
平成26年3月9日改定  
平成27年3月7日改定  
令和2年4月13日改定  
令和3年4月1日改定

# 一般社団法人日本造血細胞移植学会定款施行細則

## 第I章 入会、休会及び退会

### 第1条 (正会員、一般会員)

本法人に正会員、一般会員として入会しようとする者は、次の各号に掲げる者でなくてはならない。

- 1) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する医師。
- 2) 造血細胞移植に関する知識と経験を有する研究者で、学士、修士または博士の称号を有する者。
- 3) 造血細胞移植に関する知識と経験を有し、医療に関わる資格(看護師免許、診療放射線技師免許、臨床検査技師免許など)を有する者。
- 4) その他理事会によって前3号のいずれかに準ずると認められた者。

### 第2条 (入会)

定款の規定に従い本法人に入会を希望する者は、別添の所定の入会申込書を提出し当該年度の会費を本法人が指定する口座に振込まなければならない。

### 第3条 (休会)

休会を希望する者は、別添の所定の休会届出書を提出しなければならない。ただし、既に納入した当該年度分の会費は返還しない。

### 第4条 (退会)

退会を希望する者は、別添の所定の退会届出書を提出し、会費を滞納している場合は完納しなければならない。

## 第II章 会費

### 第5条 (年会費)

本法人の年会費は次のとおりとする。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

- 1) 評議員 18,000円
- 2) 正会員、一般会員 10,000円
- 3) 賛助会員 500,000円以上

## 第III章 理事の選任

### 第6条 (理事の選任)

1. 理事の定数は20名以内とする。ただし、定款第11条2項により理事を選任する場合は21名以内とする。
2. 医師、看護師及びその他の医療従事者である評議員は理事候補者になることができる。
3. 本法人の理事候補者になろうとするものは、理事評議員選任委員会が定めた期日までに、書留郵便によって、その旨を理事評議員選任委員会に届けなければならない。
4. 前項に定める届け出は、所定の用紙を用いて行い、理事候補者の氏名、専門科名、所属する施設名、生年月日、経歴、所信、及び本学会への貢献度を記載しなければならない。
5. 理事評議員選任委員会は専門科別に、理事候補者の氏名、専門科別、所属する施設名、生年月日、経歴及び所信を掲載した選挙広報並びに書面投票に使用する投票用紙を評議員に配付する。評議員は、投票用紙を社員総会の30日前までに、理事評議員選任委員会に郵送しなければならない。
6. 理事の投票選出は書面投票によることとし、その結果について社員総会の承認を得る。
7. 評議員が投票する数は5名とする。なお3年間連続して本学会への参加がない評議員は理事の選挙権を喪失する。
8. 得票数の多い者から順に、領域別に、原則、内科系3名、小児科系1名、基礎系1名、看護師およびその他の医療従事者から1名、及び特別枠4名を別に定める選出規程に基づき当選者とし、得票数が同数の場合には、地域性・分野・一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの造血細胞移植データの報告件数・年齢などを考慮して委員会で当選者を決定する。原則として同一施設から複数の理事が選出されることは避ける。
9. 特別枠の選定には地域性、分野、および一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの造血細胞移植データの報告件数を考慮する。選出方法の詳細は、領域別・特別枠含め、理事会が選出規程に定め、公開する。
10. 理事の任期は2年とする。
11. 理事の投票選出は2年に一度、理事定員の半数の者について行う。投票で選出された理事は2期4年間理事を務めることとし、1期目が終了する次の社員総会で信任決議を行い、法律上の選任決議とする。ただし、1期目を終了する年の4月1日時点の年齢が64歳以上となる理事については1期2年間で終了することとし、このことに伴い、当該年の理事の選出数が理事定員の半数を超えるまたは半数に満たなくなる場合は、これを許容する。
12. 理事に立候補する者は、選任される年の4月1日の時点で満63歳までの者とする。
13. 理事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、欠員となった理事の専門科で、前回の理事選挙における次点者を繰り上げて補充する。この理事の任期は欠員となった理事の残りの任期とし、再任時の任期には算定しない。

## 第IV章 監事の選任

### 第7条 (監事の選任)

1. 監事の定数は2名とする。
2. 監事は、理事評議員選任委員会が理事選立候補者とは別に、学会運営を大所高所から具申できる人物を評議員の中から候補者として選び、その候補者が監事になることを了解した場合は理事会に推薦する。
3. 選出された監事候補者は、社員総会にて承認される。
4. 監事の任期は4年とする。
5. 第2項の推薦を受ける者は、選任される年の4月1日の時点で満61歳までの者とする。
6. 監事に欠員が生じ、残りの任期が1年以上のときは、第2項、第3項、及び第5項の規定に倣い監事を補充する。補充された監事の任期は欠員となった監事の残りの任期とし、定款第13条5項及び本条4項に規定する監事の任期には含まれないものとする。

## 第V章 理事長の選任

### 第8条 (理事長の選任)

1. 理事長は、本細則第6条の規定により理事選任の承認が得られた社員総会終了後、理事会において理事及び理事経験者の中から選任される。この理事会には理事経験者も出席することができる。理事経験者は発言することはできるが議決権はない。
2. 理事長の立候補については、理事会開催前まで受け付けるものとする。
3. 立候補者が1人の場合は、理事会において出席者の過半数の信任を得るものとする。
4. 立候補者が複数の場合は、有効投票数の過半数を得た者とする。
5. 初回の投票で過半数を得た者がいない場合は、得票数が上位2名の者を対象に再投票を行い、得票数の多い者とする。ただし、得票数が同じ場合は、抽選により選任する。

## 第VI章 学会会長の選任

### 第9条 (学会会長の選任)

1. 理事会は、理事経験者の中から学会会長としてふさわしい者を推薦し、社員総会の決議を求めるものとする。
2. 前項の推薦を受ける者は、人格や見識、これまでの研究成果、本法人に対する貢献などにかんがみ、学会会長として本法人の発展に寄与することを期待できる者とする。

## 第VII章 学術総会会長の選任

### 第10条 (学術総会会長の選任)

1. 学術総会会長は評議員より選出することとし、公募(立候補、推薦)により受付、理事会で推薦、社員総会の承認を得る。
2. 学術総会会長となることを希望する者(立候補)および推薦する者は、別に定める書式により、理事会宛に郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。

## 第VIII章 評議員の選任

### 第11条 (評議員候補の資格)

下記の資格を有する正会員は評議員候補者になることができる。

- 1) 連続5年以上本法人の会員(正会員又は一般会員)で、会費を完納した者とする。ただし、選任される年の4月1日の時点で満62歳までの者とする。
- 2) 学術上の業績あるいは医療上の貢献が著しい者。

これらの資格を有する候補者の中から、評議員選考基準を満たす候補者を評議員選任委員会が選任する。

### 第12条 (評議員の選任)

1. 評議員の定数は正会員数の12%を超えないものとする。
2. 理事会はあらかじめ当該年度の選任評議員数を決定し、理事長が理事評議員選任委員会に報告する。
3. 評議員となることを希望する者(評議員候補者)は、別に定める書式により、社員総会の5ヶ月前から3ヶ月前までの期間に理事評議員選任委員会委員長あてに郵送(書留郵便)にて届け出るものとする。理事評議員選任委員会は評議員候補者が被選挙権の有権者であることを確認する。
4. 理事評議員選任委員会は定時社員総会の1ヶ月前までに選任会議を開催し、評議員を選任する。研究業績、医療業績、コメディカル業績の3分野別に客観的に公平に評議員を選任する。専門性、地域性などの学会運営上の必要性、及び一般社団法人日本造血細胞移植データセンターへの移植データ報告件数も考慮する。選任基準は公開とする。
5. 社員総会時の理事会、社員総会で選任評議員の承認を得る。

## 第IX章 委員会

### 第13条

1. 本法人に下記の委員会を設置する。各種委員会の委員長は理事が担当し(但し、活動の継続性の観点から必要な場合および前年度総会会長が委員長に就任する場合はこの限りではない。)、委員および委員長は理事会が選出するものとする。役職(総会会長職など)による委員以外の委員については、原則として同時に2つまでとする。

- 1) 理事評議員選任委員会
- 2) 倫理審査委員会
- 3) 社保委員会
- 4) ガイドライン委員会
- 5) 臨床研究委員会
- 6) 看護部会
- 7) 編集委員会
- 8) 在り方委員会
- 9) ドナー委員会
- 10) 認定・専門医制度委員会
- 11) 国際委員会
- 12) 造血細胞移植コーディネーター委員会
- 13) 放射線事故対策委員会
- 14) 年次集会プログラム委員会
- 15) 学術集会企画委員会
- 16) 財務委員会
- 17) 造血細胞移植登録一元管理委員会
- 18) 移植施設認定委員会

- 19) 造血幹細胞移植患者手帳作成委員会 (adhoc committee)
  - 20) 賞等選考委員会
  - 21) Cellular Therapy 委員会
2. 各委員会の組織、任務等の詳細は別に定める。

## 第X章 改正

### 第14条(改正)

本施行細則は、理事会及び社員総会の議決によって変更又は廃止することができる。

### 附則

1. 本施行細則は平成18年3月24日より施行する。
2. 本細則施行日現在任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)に在会する会員は、本法人に入会したものとみなす。これらの会員は、本法人における会員の種別を本法人に届け出るものとする。
3. 本細則施行日現在の任意団体日本造血細胞移植学会(日本造血細胞移植推進機構に改称)の評議員は、本法人の14条の評議員とみなす。
4. 本施行細則は平成19年2月15日に改定された。
5. 本施行細則は平成20年6月7日に改定された。
6. 本施行細則は平成21年2月4日に改定された。
7. 本施行細則は平成22年2月18日に改定された。
8. 本施行細則は平成23年3月8日に改定された。
9. 本施行細則は平成23年7月28日に改定された。
10. 本施行細則は平成24年2月23日に改定された。
11. 本施行細則は平成25年3月9日に改定された。
12. 本施行細則は平成26年3月9日に改定された。
13. 本施行細則は平成27年3月7日に改定された。
14. 本施行細則は平成28年3月5日に改定された。
15. 本施行細則は平成29年3月4日に改定された。
16. 本施行細則は平成30年2月3日に改定された。
17. 本施行細則は平成31年3月9日に改定された。
18. 本施行細則は令和3年3月6日に改定された。

## 看護部会企画

今回の看護部会企画では、以下についてご報告、ご連絡させていただきます。

- 第43回日本造血細胞移植学会総会を終えて 看護部門
- コラム：がん患者の子どもをサポートする支援を
- 看護師研修案内

## 第43回日本造血細胞移植学会総会を終えて 看護部門

東京女子医大病院 大吉真貴子

第43回日本造血細胞移植学会総会は3月5日から7日までの3日間、Web配信を中心としたハイブリット型で開催されました。新型コロナウイルス感染拡大の影響により緊急事態宣言下での開催となりましたが、当日はライブ配信を行い、全国各地から多数の皆様にご参加していただきました。慣れない開催方法の為に事前に画面共有の方法や、打ち合わせを行い、当日を迎えました。Web開催は現地に足を運ばなくても、全国の皆様と繋がりを持ち、意見交換ができるという点で、まさにコロナ禍で得られた新しい情報伝達ツールです。視聴者のアクセス数はライブ配信時、多いセッションでは約500名に上りました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

看護教育講演Ⅰでは「基本から考える感染管理」というテーマでコロナ対策を含めた具体的な感染管理についてご発表いただきました。看護教育講演Ⅱでは「がんゲノム医療における看護師の役割」についてご講演があり、専門職としてのスタンスや、意思決定支援に関わる看護師としての役割の重要性や、今後の方向性について考える機会となりました。

看護ブラッシュアップ研修では移植患者の予防接種の実際について、知識が深まる内容での講演で、実際に接種する時期や費用についても学ぶ事ができました。

チーム医療では「新型コロナウイルス流行期におけるチーム医療の実際」というテーマで医師、看護師、HTCTそれぞれの立場からのご講演がありました。コロナ禍でのドナーさんとのコーディネートはより多岐にわたる事や、各職種、皆がコロナ禍で苦しみながらも、何が患者にとって最善かを今まで以上に各チームで検討しておりました。コロナ禍であるからこそ、移植に関わるすべての人が一丸となってチーム力を発揮し医療を提供しており、コロナ禍でのチーム医療の必要性を改めて考える貴重な時間となりました。

看護シンポジウムでは「新型コロナウイルス流行期における患者・家族・看護師の心のケア」をテーマに移植看護の実際から、LTFU外来における小児・AYA世代への影響について、また、看護管理者の視点からのメンタルサポートについて実際の事例を通して大変興味深い講演がありました。コロナ禍における各施設での実際の取り組みからの学びは大きく、今後の看護実践に繋げていただけたらと思います。

オンデマンド視聴期間を通して、看護部企画のセッションにログインした人数は延べ約6000人となりました。オンデマンド配信で場所や時間の制限がなく、繰り返し視聴できる事で、本当に理解が深まりました。たくさんの皆様にご参加していただきまして、本当にありがとうございました。

次回の学会総会ではコロナが収束している事を願うと共に、対面で皆様とお会いし、意見交換ができる事を楽しみにしております。看護部会一同、次回の学会に向けて努力していきたくと思います。

## コラム がん患者の子どもをサポートする支援を

慶應義塾大学病院 近藤 咲子

がん患者の子どもたちをサポートするチームをつくって8年になりました。いろいろなプログラムを一緒にするたびに、いつも子どもたちの力の強さを感じます。今コロナ禍において、いままで以上に家族の面会の制限が行われ、ましてや子どもの面会は厳しい状況にあります。子どもは親の病気や治療について知る機会は少なく、治療の過程で起こってくる親の容貌の変化もそのタイミングで見ることできないでいる場合が多いと思います。その中で、医療者として何かできるかを模索して取り組んだことを紹介します。

昨年12月に子どもたちに対して、WEBで親がかかっている「がん」とその「治療法」についての教育、そして、院内の探検ツアーを企画しました。探検ツアーは、企業協力も得てアバターロボットを使用して、ロボットが探検しているような目線で化学療法室・放射線治療室・手術室と抗がん剤を作成するサテライトファーマシー、治療と平行して行われるリハビリテーションセンターを回り、それぞれの部門スタッフが説明するものでした。

子どもたちは説明を聴き疑問に思ったことをその場で質問し、それにより病院スタッフと子どもたちの交流ができました。この企画後の子どもの反応は、病院のスタッフが優しくお母さんをお願いしても良いと感じたといったものでした。

このように親の病気や治療法、治療の場を子供が正しく知っていくことは、こどもの不安の軽減に繋がります。さらに実際に院内ツアーができずとも、工夫をすればWEBであっても効果があることが分かりました。さらに、3月末からは、子どもが親ががんであると知った時から感じる、不安とか悲しみとか怒りなどの気持ちを自分の信頼する大人に表出すること、その気持ちを自分も他人も傷つけないで対処できるようになること、などを含む支援プログラムを開始しています。こんな時だからこそ、自分達のできることを常に模索し日々取り組んでいきましょう。

## 看護師研修案内

《2021年度 同種造血細胞移植後長期フォローアップのための看護師研修会 開催予定》

- 受講者募集時期：5～6月予定
- e-learning受講期間：7～9月予定
- web演習(症例検討・ロールプレイ)：9/18(土)・9/19(日)のいずれか半日にふりわけて実施予定

\* 詳細は決定次第、学会ホームページにてご案内します。

トップページ>職種別の情報>看護師>研修会情報

**私の選んだ重要論文 1**

Dipeptidyl Peptidase 4 Inhibition for Prophylaxis of Acute Graft-versus-Host Disease

N Engl J Med. 2021 Jan 7;384(1):11-19. doi: 10.1056/NEJMoa2027372.

同種造血幹細胞移植において急性GVHDは依然として重大な合併症の一つであるが、GVHD予防を単純に強化するだけではgraft-versus-leukemia (GVL) 効果を損ねたり感染症のリスクを増やしたりという問題点があり、最終的な生存におけるメリットが得られないというジレンマがある。今回「N Engl J Med」誌に移植後早期に糖尿病薬であるDPP-4阻害薬sitagliptinを投与した前向き臨床試験の結果が報告されたので、そちらを紹介する。

本研究では、対象症例は骨髄破壊的前処置(シクロフォスファミドと全身放射線照射、もしくはシクロフォスファミドとチオテパ)を受けた症例で、移植源は末梢血幹細胞を用いられた。GVHD予防はタクロリムスとシロリムスの併用であった。Sitagliptinはday -1～day 14まで投与された。2016年1月から2018年11月までに、20歳から59歳までの37例が登録された。全例で生着が得られ、評価可能な36例の内2例のみでgrade II-IVの急性GVHDを認めた(grade II 1例、grade IV 1例)。累積での発症割合とすると、grade II-IV急性GVHDが5%(95% CI, 1-16%)、grade III-IV急性GVHDが3%(95% CI, 0-12%)と非常に低い結果であった。移植後1年までに非再発死亡は認められなかった。

本試験は単施設で行われた小規模な研究であり、今後大規模な研究での検証が必要であるが、急性GVHDの頻度は非常に低く、N Engl J Medに掲載されるだけあり今後の展開が期待される報告である。DPP-4が血糖のコントロールのみならず免疫系の血球にも発現しており免疫反応のコントロールにも関与していることは他の領域での研究で既によく知られている点であるが、同種移植の領域での同種免疫においても重要な働きをしていることが今後示されてくるかもしれない。さらには血糖のコントロールと急性GVHDについての関連にもつながる可能性もあり興味を持たれる研究である。

大阪国際がんセンター 血液内科 藤 重夫

## 私の選んだ重要論文 2

The impact of severe late-effects after 12Gy fractionated total body irradiation and allogeneic stem cell transplantation for childhood leukemia (1988-2010)

Fernand Freycon, Léonie Casagrande, and Béatrice Trombert-Paviot

Pediatr Hematol Oncol.2019 Mar;36(2):86-102

小児の悪性疾患の大部分を占める急性リンパ性白血病 (Acute Lymphoblastic Leukemia: ALL) は治療成績が向上しているが、難治性・再発時には造血幹細胞移植が必要とされている。小児 ALL は全身照射 (Total Body Irradiation: TBI) を含む前処置が標準的である。TBI を含む前処置の利点として他の抗悪性腫瘍薬と交差耐性がないこと、排泄や毒性除去に関する問題がないことなどが挙げられる。一方で、TBI を含む前処置の懸念事項として治療終了後の晩期合併症が挙げられ、特に小児に対する晩期合併症は長期的な QOL に影響を及ぼすと考えられ、症状や程度を理解してフォローアップすることが重要である。そこで今回は小児患者に対する TBI による晩期合併症に関する論文について報告する。

本研究はフランスで1987年以降に15歳未満の白血病もしくは骨髄異形成症候群と診断され、TBIを前処置に含む同種造血幹細胞移植を受けた患者71人(男性35人,女性36人)の重篤な晩期合併症(低身長、慢性皮膚GVHD、骨壊死、妊孕性低下、糖尿病、呼吸器合併症、慢性腎不全、高血圧、心毒性、二次がん、肝障害、学習機能低下、気分障害、B型もしくはC型肝炎)についてのRetrospectiveな調査である。重篤な晩期合併症の発生人数は低身長21人[男性12人(34.3%)、女性9人(25%)]、慢性皮膚GVHD5人(7%)、骨壊死9人(12.7%)、妊孕性低下53人[男性28人(80%)、女性25人(69.4%)]、糖尿病8人(11.3%)、呼吸器合併症5人(7%)、慢性腎不全5人(7%)、高血圧2人(2.8%)、心毒性2人(2.8%)、二次がん11人(15.5%)、肝障害6人(8.5%)、学習機能低下14人(19.7%)、気分障害11人(15.5%)、B型もしくはC型肝炎は1人(1.4%)という結果であった。このうち妊孕性低下については、その後の挙児の結果にも触れられている。男性は35人のうち28人に不妊リスクを認め、TBIを含む前処置を受ける前に精子保存をしていた3人以外では挙児が得られなかった。女性では2人が出産していたが、36人のうち25人に不妊リスクを認めていた。

患者1人あたりの重篤な晩期合併症の平均発症数は $2.3 \pm 1.5$ 個で、これはTBIからの経過年数と正の相関があった(Pearson coefficient  $r=0.43$ ,  $p < 0.0002$ )。また、5歳未満でTBIを含む前処置を受けた患者8人の重篤な晩期合併症の平均発症数は $3.5 \pm 1.4$ 個であり、これは5歳以上の患者63人の $2.1 \pm 1.4$ 個と比較して有意に多い結果となった( $p < 0.009$ )。

以上の結果から、TBIを含めた前処置を使用した患者に対する移植後長期の患者フォローアップの必要性と特に低年齢患者で晩期合併症が増加する可能性が示された。低年齢患者への移植前処置は、起こりうる晩期合併症について十分な説明を行うことや移植後長期フォローアップを実施することはもちろんのこと、選択肢としてTBIを用いない移植前処置の提示も今後の課題と考えられる。TBIを用いない移植前処置としては、静注用ブスルファン(IV-BU)を用いる方法や骨髄非破壊的前処置(Reduced Intensity Conditioning: RIC)が挙げられ、成人領域ではIV-BUの有効性が報告され(PMID:24081656)、小児非悪性疾患に対するRICでの晩期合併症の減少が報告されている(PMID:27164064)。今後は小児の悪性疾患でのTBIを用いない移植前処置の有効性や長期的な合併症のデータが蓄積され、選択肢の幅が広がることを期待したい。

東京大学医学部附属病院 薬剤部 折山 豊仁 / 羽田 敬宏

## 施設紹介 1

## 京都大学医学部附属病院 血液内科

近藤 忠一

京都大学医学部附属病院は京都市のやや北に位置し、JR京都駅から車で20分程度の距離にあります。8月16日には大文字の送り火の荘厳な姿が病院から眺望できます。がん医療については、国立大学では初めてとなる「がんセンター」を2007年に設立し、診療科別の縦割り診療ではなく、診療科・職種横断的がん医療を実践してきており、ゲノム医療中核拠点病院として、ゲノム解析による精密医療を推し進めています。また、臨床研究中核病院に指定されており、2020年には早期臨床研究の専用病棟となる「次世代医療・iPS細胞研究センター (Ki-CONNECT)」も開設しました。

血液内科は、内科学第一講座として、明治32年(1899)に開設され、2019年に創立120周年を迎えました。古くから血液内科を専門とする講座として、血液学分野において多くの人材の輩出、多くの業績等の足跡を残してきました。現在、約80名の医局員とともに、24の関連病院との綿密な連携の下で、血液学の研究・臨床・教育に邁進しています。研究においては、当科内のみならず、医学研究科の研究室をはじめとして、iPS研究所等の基礎の研究室との共同研究を進めています。

2010年に血液内科病棟は新病棟の積貞棟3階に移転し、43床のバイオクリーン病棟で造血幹細胞移植を行っております。近年は、年間40-50件の移植件数になっており、ハイリスク症例、高齢者症例も多く、ハプロ移植にも取り組んでおり、他院からの紹介症例も増加しています。2012年に移植学会認定看護師による移植後フォローアップ外来を設立し、2018年に医師によるワクチン外来も設立し、移植後ワクチン接種を計画的に行う体制になっています。毎週開催される多職種合同移植カンファレンスでは、血液内科医師、病棟看護師、薬剤師、HCTC、栄養士、理学療法士等が参加し、積極的に意見交換を行い、チームとして情報、治療方針を共有し、個々の患者さんへ最適な移植医療を提供できるように努めています。また、小児科と合同で、AYA世代、CAR-T、移植カンファレンスを行い、情報交換を定期的に行っています。更に、2019年に新設された細胞療法センター(C-RACT)では、院内の各診療科、各部門と密に連携して、安全かつ有効にキメラ抗原受容体T細胞(CAR-T細胞)療法を行う体制が構築されています。臨床研究については、2016年に造血幹細胞移植に関する多施設関連病院との研究グループKSCTG (Kyoto Stem Cell Transplantation Group) を新たに立ち上げ、積極的に新たな知見を発信しています。

今後も、チーム医療を更に邁進し、チーム一丸となり、一人一人の患者さんに寄り添い、“For the patient (すべては患者さんのために)”の信念の下、質の高い移植医療を提供できるよう精進していきますので、これからも皆様のご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



## 施設紹介2

## 岐阜市民病院 血液内科

北川 順一

当院は岐阜駅から車で西に約5分の岐阜市のほぼ中心部に位置し、清流長良川沿いに建っています。当院は中央病棟と西病棟があり、一般515床、精神50床、合計565床の病床数を有し、血液内科は西9階45床を単科で担当しています(無菌室個室8床、大部屋8床)。血液内科病棟は、東側には岐阜城が建つ金華山を、西側には神話にも登場する伊吹山を、南側には濃尾平野を、北側には長良川の川面を見ることができる、景色の良い病棟です。

岐阜県において移植施設認定カテゴリ1を受けている施設は当院のみで、造血幹細胞移植地域拠点病院でもあります。岐阜県は岐阜市のある美濃地方と高山市を中心とした飛騨地方があり、飛騨地方の患者さんも積極的に受け入れています。岐阜市と高山市の往来には車で約2時間かかるため、転院調整や退院後のフォローアップに問題が生じないように、高山市の血液内科医と毎週カンファレンスを行う等、密に連携しています。このような活動を他の地域にも拡大し、地域拠点病院としての役割を担って行く所存です。

当院の最大の特徴は、小児科との連携です。血液内科と小児科は合同で血液腫瘍センターを組織しています。当院小児科は、岐阜県の小児血液疾患診療の拠点であり、岐阜県で唯一非血縁者間造血幹細胞移植認定科です。AYA世代の診療支援体制についても重点的に取り組んでいます。合同で、AYA世代の患者さんについて多職種で議論するAYAカンファレンスを行ったり、血液腫瘍センターミーティングを開催したりと、盛んに交流しています。去年は、小児科医師2人が血液内科で2か月間研修するといった人事交流も行いました。AYA世代に対する取り組みは当院の強みとなっています。

岐阜県はもともと移植の導入が遅れ、移植は名古屋市内の病院にお願いしていました。しかし、岐阜の患者さんは岐阜の中で完結しなければという使命感の元、諸先輩方が東京大学医科学研究所などで学び、移植が始まりました。その一人が当院現部長の笠原であり、2011年に当院に着任後積極的に移植を行い、移植件数がこの10年で約4倍となりました。その移植導入の由来から、臍帯血移植を積極的に行っていることが当科の特徴の一つです。臍帯血移植は医科研レジメンのみならず、RICとしてFlu/CY/TBIにAraCを加えたレジメンの臨床試験を行い、有効性を確認した上で施行しています。さらに最近ではHLA半合致移植も増えてきています。PT-CYハプロだけでなく、非寛解症例等では兵庫医大ハプロも導入しています。様々な移植に取り組み、患者さんの状況に合わせた移植を提供できるようにすることを目標としています。こういった取り組みが、より深く患者さんと向き合うことにつながり、スタッフの力量が上がっていることを感じています。

多職種で連携し、血液内科と小児科とが一つのチームとなり、どんな難解な症例でも岐阜の患者さんは岐阜で助けたいという気持ちを強く持って、岐阜地域の移植診療の発展に今後も取り組んでいきたいと思えます。



## 繋がる想い

福井大学附属病院 血液・腫瘍内科 細野 奈穂子

前回(No.81)に寄稿いただきました、金沢大学・石山謙先生よりバトンを受け取りました、福井大学の細野です。石山先生とのご縁は、難治性白血病の患者さんをご紹介頂いた事から始まりました。移植後再発の患者さんの、「生きたい」という想いに応えるべく、当院で行っている治験に関してご連絡をくださいました。多忙(と思われる)な業務のなか、電話でのやり取りを通して、患者さんを想う熱量が伝わってきました。患者さんのコンサルトに関して、メール、(カルテ上の)ショートメッセージ、病診連携など、さまざまなツールがありますが、現場のベッドサイドの感覚を共有するには、直接対話が一番ではないかと感じております。以降、石山先生には何くれとなくご相談させていただいております。

福井大学血液・腫瘍内科は2004年の臨床研修制度の開始および新病棟建築などにより、業務のスリム化のため、移植医療を中断していた時期があります。その間、多くの患者さんの移植を県外の施設にお願いせざるを得ない状況でありました。なかでも、突然の白血病再発に対する、突然の移植をお願いすることもありました。厳しい病状に有効な治療法が見出せない中、移植の道が繋がり、患者さん・家族とともに泣いて喜んだ日々もありました。ベッド調整、スケジュール調整など、非常に困難な状況の中、移植を実施していただきました先生方、スタッフの皆様がこの場をお借りして改め御礼申し上げます。当院は2014年に新病棟が完成し、無菌室・無菌エリアが拡充し、2019年に福井県内唯一の認定施設(Low Volume Center)として、移植医療を再稼働しました。高齢の患者さんが多い福井県において、臍帯血移植、非血縁者間移植の道が開かれたことは、なによりの福音となっております。2020年は臍帯血移植10件、非血縁者間移植5件を施行し、2021年度以降は、カテゴリー2の施設として引き続き移植医療に精進して参ります。

今回はタイトルを「繋がる想い」と人気の漫画風にしましたが、移植医療そのものが、想いを繋げる医療であると実感しております。患者さんの強い想いが医療者を繋げ、ドナーさんの想いが患者さんに繋がり、患者さん・家族の想いが次に繋がっていきます。COVID-19のパンデミックにより、様々な制限が課せられる中、これらの想いをより強く感じております。これからも、たくさんの想いを、移植施設・採取施設として次に繋いでいきたいと存じます。そして、この会員の声を、京都大学、諫田先生に繋いでいきます。

**次号予告** 次回は、京都大学大学院医学研究科血液・腫瘍内科学 諫田 淳也 先生です！

## 各種委員会からのお知らせ

### 【看護部会】

《2021年度 同種造血細胞移植後長期フォローアップのための看護師研修会 開催予定》

- 受講者募集時期：5～6月予定
- e-learning受講期間：7～9月予定
- web演習(症例検討・ロールプレイ)：9/18(土)・9/19(日)のいずれか半日にふりわけて実施予定

\* 詳細は決定次第、学会ホームページにてご案内します。

トップページ>職種別の情報>看護師>研修会情報

委員長 高坂 久美子

一般社団法人 日本造血・免疫細胞療法学会 事務局

名古屋市東区大幸南1-1-20 名古屋大学医学部内(〒461-0047)

Tel: 052-719-1824 Fax: 052-719-1828 E-mail: [jshct\\_office@jshct.com](mailto:jshct_office@jshct.com) <http://www.jshct.com>